
五戸町障がい福祉計画

第3期計画

(平成24年度～平成26年度)

平成25年3月

五 戸 町

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置付け	2
3.	計画の期間	2
4.	基本的理念	3
5.	計画の基本的な考え方	4
第2章	五戸町の障がい者の現状	5
1.	人口の推移	5
2.	障がい者数の現状	5
第3章	目標値の設定	7
1.	数値目標	7
2.	障害福祉サービス必要見込量確保のための方策	10
第4章	障害福祉サービスの現状と見込量	11
1.	訪問系サービス	11
2.	日中活動系サービス	13
3.	居住系サービス	22
4.	相談支援	25
第5章	地域生活支援事業の現状と見込量	27
1.	必須事業	27
2.	任意事業	33
第6章	計画の推進	40
1.	協議会の設置	40
2.	庁内体制の強化	40
3.	関係機関との連携	40
4.	住民理解の促進	40
5.	財源の確保	40

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

障がい者施策においては、「支援費制度」が平成15年4月に導入され、利用者が自ら障害福祉サービスを選択して、事業者と対等な関係でサービスを利用できるようになり、利用者本位の多様なサービス提供が行われるようになりました。しかし、①障がい種別（身体・知的・精神）ごとの縦割りのサービス提供のため、事業体系が分かりにくい②サービス提供基盤の差による地域間格差の広がり③急増するサービス需要に対応する財源確保—など制度の課題が指摘されるようになりました。

こうした課題に対処するため、「障害者自立支援法」が平成18年4月に施行されました。同法は、①障がい種別に関係なく一元化したサービスの提供②障がい程度区分に基づく支給決定プロセスの透明化・明確化③就労支援を抜本的に強化④身近な市町村を主体としたサービス提供⑤サービス費用を皆で負担しあう仕組みの強化—などを施策の柱にしています。

また、同法では、障害福祉サービス等の必要量やその確保のための方策を定める「市町村障害福祉計画」の策定も義務化されました。本町では、平成19年3月に「五戸町障害福祉計画」の第1期計画（計画期間：平成18年度～平成20年度）を、平成21年9月に第2期計画（計画期間：平成21年度～平成23年度）を策定し、障害福祉サービス等を推進する仕組みづくりに取り組んできました。

この間、障害者自立支援法の新たな課題も浮き彫りとなりました。利用者負担が応能負担からサービス利用量に応じた応益負担に変更されたことにより、負担増となった一部利用者がサービスを利用できず、障がい者の自立と社会参加が損なわれるという弊害が発生。また、事業者においては、日額制導入と報酬単価引き下げにより、急激な収入減となり、経営難からサービスが円滑に提供されない事態も発生しました。

これらの新たな課題に対しては、さまざまな利用者負担軽減措置や事業者に対する激変緩和措置等が実施されてきました。平成22年12月には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、①応能負担への変更②発達障がいも障害者自立支援法の対象になることの明文化③相談支援の充実④障がい児支援の強化—などの改正が行われました。さらに平成25年4月には、障害者自立支援法の改正による「障害者総合支援法」が施行されます。

こうした状況の変化に対応し障がい者施策を推進するため、国・県の動向、本町におけるこれまでの計画の実施状況、サービス利用状況等を踏まえ、「五戸町障がい福祉計画」の第3期計画を策定します。

2. 計画の位置付け

(1) 計画の法定根拠

本計画は、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「新五戸町総合振興計画」における施策「障がい者福祉の充実」に基づいた実施計画的なものであり、本町の障がい者施策、関連計画および青森県障害福祉計画との整合を図っています。

3. 計画の期間

本計画は、3年間で1期として策定するため、平成24年度から平成26年度までを第3期計画期間とします。

なお、計画の根幹となる法律や制度に大幅な変更が生じた場合、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
●新五戸町総合振興計画								
基本構想(H17~H26)								
前期計画(H17~H21)				後期計画(H22~H26)				
●五戸町障がい者計画								
(H15~H24)							(H25~)	
●五戸町障がい福祉計画								
第1期			第2期			第3期		

4. 基本的理念

市町村障害福祉計画の策定にあたって国が示した基本指針では、3つの基本的理念とサービスの提供体制の確保に関する基本的考え方が示されています。

本町においても、国の基本指針で示された3つの基本的理念を本計画推進の基本的な考え方として掲げ、障害福祉サービスの充実に努めていきます。

(1) 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 実施主体の市町村への統一と三障がいに係る制度の一元化

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障がい、知的障がいおよび精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図ることになったことを踏まえ、より地域の実態把握に努めるとともに、地域における社会資源の有効活用を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

5. 計画の基本的な考え方

(1) 必要な訪問系サービスを保障

必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護および重度障害者等包括支援）を保障するため、訪問系サービスの充実を図ります。

(2) 希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障

希望する障がい者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所および地域活動支援センターで提供されるサービス）を保障するため、日中活動系サービスの充実を図ります。

(3) グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居）およびケアホーム（共同生活介護を行う住居）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所または病院への入院から地域生活への移行を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

第2章 五戸町の障がい者の現状

1. 人口の推移

本町の総人口の推移を見ると、平成18年3月末現在21,012人から平成23年3月末現在19,488人と、5年間で1,500人余り減少しています。「65歳以上」は微増傾向にあり、「18歳未満」と「18～64歳」は減少していることから、少子高齢化が進んでいるといえます。

各年3月末現在(単位:人)

年齢別	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
18歳未満	3,663	3,467	3,317	2,996	2,877	2,771
18～64歳	11,652	11,451	11,436	11,246	11,004	10,972
65歳以上	5,697	5,771	5,787	5,820	5,850	5,745
計(総人口)	21,012	20,689	20,359	20,062	19,731	19,488

2. 障がい者数の現状

(1) 身体障がい者

障害者手帳交付者は等級別では1級が最も多く、手帳所持者の約半数を占めています。障がい種別では、肢体不自由が最も多く、手帳所持者の6割強を占めています。

■ 身体障害者手帳交付者数

平成23年3月末現在(単位:人)

障がい種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	25 (1)	10 ()	5 ()	3 ()	3 ()	5 ()	51 (1)
聴覚・平衡機能障がい	()	9 (1)	6 ()	5 ()	()	24 ()	44 (1)
音声・言語機能障がい	()	()	5 ()	3 ()	/	/	8 ()
肢体不自由	222 (4)	117 (3)	76 (1)	78 ()	33 (1)	16 ()	542 (9)
内部障がい	182 (4)	()	27 (1)	32 ()	/	/	241 (5)
計	429 (9)	136 (4)	119 (2)	121 ()	36 (1)	45 ()	886 (16)

※()は18歳未満の児童再掲

(2) 知的障がい者

愛護手帳（療育手帳）交付者は、B判定の所持者がA判定の所持者を上回っています。

■ 愛護手帳（療育手帳）交付者数

平成23年3月末現在(単位:人)

程度別	男		女		計	
A(最重度・重度)	31	(4)	28	(5)	59	(9)
B(中度・軽度)	69	(16)	56	(8)	125	(24)
計	100	(20)	84	(13)	184	(33)

※()は18歳未満の児童再掲

(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳交付者は、多い順に1級、2級、3級となっています。

なお、手帳交付者140人に対し、精神通院医療受給者は239人いることから、精神疾患があっても障害者手帳の交付を受けていない人が相当数いるといえます。

■ 精神障害者保健福祉手帳交付者数

平成23年3月末現在(単位:人)

程度別	男		女		計	
1級	39		37		76	
2級	29		29		58	
3級	3		3		6	
計	71		69		140	

■ 自立支援医療（精神通院）受給者数【参考】

平成23年3月末現在(単位:人)

男	女	計
106	130	236

第3章 目標値の設定

平成26年度を目標年度として、次に掲げる事項について、国の基本指針や青森県全体の数値目標との整合性を図りつつ、これまでの計画実施状況や地域課題等を踏まえて数値目標を設定します。

1. 数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■ 国の基本指針に定める数値目標等

- ① 平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定にあたっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定する。
- ② 平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定する。

■ 五戸町の数値目標

項目	数値	備考
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	67人	平成17年10月1日時点の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	60人	平成26年3月31日時点の施設入所者数
【目標値】	削減見込(A-B)	7人 (10%)
	地域生活移行者数	8人 施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した人の数

■ これまでの実績

項目	第1期計画	第2期計画		
	平成17年10月1日～平成20年度実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度
平成17年10月1日時点の入所者数(A)		67人		
目標年度入所者数(B)		53人	49人	50人
削減数(A-B)		14人 (20%)	18人 (26%)	17人 (25%)
地域生活移行者数	1人	1人	1人	1人

(2) 福祉施設から一般就労への移行

■国の基本指針に定める数値目標等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定にあたっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定する。

■五戸町の数値目標

項目	数値	備考
平成17年度の一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	4人 (一倍)	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

■これまでの実績

項目	第2期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
平成17年度の一般就労移行者数	0人		
各年度の一般就労移行者数	0人 (一倍)	1人 (一倍)	1人 (一倍)

(3) 就労移行支援事業の利用者数

■国の基本指針に定める数値目標等

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定する。

■五戸町の数値目標

項目	数値	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数	155人	平成26年度末において福祉施設を利用する人の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	20人 (12.9%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人の数

■これまでの実績

項目	第2期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
各年度末の福祉施設利用者数	110人	122人	125人
各年度の就労移行支援事業の利用者数	26人 (23.6%)	19人 (15.5%)	13人 (10.4%)

(4) 就労継続支援A型事業の利用者の割合

■国の基本指針に定める数値目標等

平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、3割以上の者が就労継続支援A型事業を利用することを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定する。

■五戸町の数値目標

項目	数値	備考
平成26年度末の就労継続支援A型事業の利用者数 (A)	10人	平成26年度末において就労継続支援A型事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援B型事業の利用者数	57人	平成26年度末において就労継続支援B型事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者数 (B)	67人	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人の数
【目標値】 目標年度の就労継続支援A型事業の利用者の割合 (A)/(B)	15%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち、就労継続支援A型を利用する人の割合

■これまでの実績

項目	第2期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
各年度末の就労継続支援A型事業の利用者数 (A)	3人	4人	4人
各年度末の就労継続支援B型事業の利用者数	20人	36人	34人
各年度末の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者数 (B)	23人	40人	38人
各年度末の就労継続支援A型事業の利用者の割合 (A)/(B)	13%	10%	10%

2. 障害福祉サービス必要見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスについては、地域生活への移行を推進する観点からサービス需要に応じたサービス量の確保が必要になるため、今後の新体系サービスに基づくサービス提供体制の整備状況の把握に努めます。

特に重度障がい者や精神障がい者に対するサービス提供体制の確保が求められているため、身体障がい者、知的障がい者または高齢者への訪問系サービスを実施している事業者に対し、重度障がい者や精神障がい者における訪問サービスの必要性についての理解を図るとともに、サービス基盤の整備に取り組みます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、利用者の状況に応じ、居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができるようになっています。

サービス需要の動向の把握に努め、相談支援事業者等を通じて利用者のニーズに応じた適切なサービス提供体制の構築について検討します。

(3) 居住系サービス

居住系サービスについては、地域生活への移行を進めるため、共同生活援助（グループホーム）および共同生活介護（ケアホーム）事業の推進が必要となります。国によるグループホーム、ケアホーム等新設のための整備補助制度活用に関する情報提供等に努め、グループホーム、ケアホーム事業所の確保に努めます。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の入居の促進を図るため、住宅入居等支援事業を継続して実施します。

第4章 障害福祉サービスの現状と見込量

障害福祉サービスに関しては、これまでのサービス利用実績をもとに利用者数の推計を行い、サービス見込量を設定しました。

なお、青森県障害福祉計画との整合性を図るため、実績値については、平成21、22年度は3月分を、平成23年度は10月分を計上しています。

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援

■ 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。	障害程度区分1以上の方
重度訪問介護	居宅介護に加え、外出時の移動中の介護等を総合的にを行います。	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障害程度区分4以上の方
行動援護	行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護等を行います。	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しく困難であり、常に介護を必要とする障害程度区分3以上の方
重度障害者等包括支援	居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的にを行います。	介護の必要度が著しく高く、常に介護を必要とする障害程度区分6の方

■ 現状と課題

平成23年10月時点では、居宅介護の利用者が10人となっています。重度訪問介護、行動援護および重度障害者等包括支援は、利用実績がありませんが、今後、利用者のニーズに応じてサービスを提供する必要があります。

■ サービス見込量の考え方

平成21～23年度における利用者数と平均利用時間から、平成24年度以降の見込量を推計しています。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

(単位：時間分/月)

		第2期計画			第3期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	実績値	96.0	96.0	133.5			
	計画値	126.5	143.0	159.5	150.0	168.0	177.0

(2) 同行援護【新規事業】

■ 事業内容

視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の援助を行います。

■ 対象者

- ① 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方
- ② 身体介護を伴う場合は障害程度区分2以上

■ サービス見込量の考え方

平成23年度における地域生活支援事業の移動支援事業の利用者数と利用状況から見込量を推計しています。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：時間分/月）

	第2期計画			第3期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績値						
計画値				2	5	10

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

■事業内容

常時介護を必要とする方に対し、地域や入所施設において、食事・入浴・排せつ等の介護や、創作的活動または軽作業等の生産活動の機会を提供します。

■対象者

常時介護を必要とし、次のいずれかに該当する方

- ① 49歳以下で障害程度区分3以上（施設入所は区分4以上）の方
- ② 50歳以上で障害程度区分2以上（施設入所は区分3以上）の方

■現状と課題

平成23年10月時点の利用者は21人で、利用実績は計画値を大幅に下回っています。これは、地域における障害福祉サービス事業所の新体系移行時期が、移行期限である平成23年度末に集中したことが要因と考えられます。

平成24年度からは原則すべての障害福祉サービス事業所が新体系に移行するため、利用が増加する見込みです。

■サービス見込量の考え方

障害福祉サービス事業所の新体系移行が平成23年度末に集中したことから、新体系移行による新規利用者数を考慮しつつ、平成22年度までの利用者数と平均利用時間から、平成24年度以降の見込量を推計しています。

■サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：人日分/月）

	第2期計画			第3期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績値	227	241	373			
計画値	100	130	996	1006	1029	1118

※人日分/月＝月間の利用人員×1人1月あたりの平均利用日数

(2) 自立訓練（機能訓練）

■ 事業内容

地域生活を営む上で必要となる身体機能・生産能力の維持・向上を図るため身体的リハビリテーションや家事等の訓練を行います。

■ 対象者

- ① 医療機関や入所施設を退院・退所し地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な方
- ② 盲・ろう・養護学校を卒業し地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な方

■ 現状と課題

平成23年10月時点では、利用実績がありません。標準利用期間が1年6か月間とされており、また、サービスを提供する事業所自体も少ないため、以前から利用が少ない傾向が続いています。

施設入所から地域生活への移行を推進していく上で、サービス需要が発生すると見込まれます。

■ サービス見込量の考え方

第2期において利用実績がなかったことから、第2期計画値を第3期計画値として改めて設定し直しています。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：人日分/月）

	第2期計画			第3期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績値	0	0	0			
計画値	60	70	80	60	70	80

※人日分/月＝月間の利用人員×1人1月あたりの平均利用日数

(3) 自立訓練（生活訓練）

■ 事業内容

地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の支援を行います。

■ 対象者

- ① 医療機関や入所施設を退所・退院し地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方
- ② 養護学校を卒業した方や継続した通院により症状が安定している方等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方

■ 現状と課題

平成23年10月時点の利用者は2人で、利用実績は計画値を大幅に下回っています。これは、地域における障害福祉サービス事業所の新体系移行時期が、移行期限である平成23年度末に集中したことが要因と考えられます。

平成24年度からは原則すべての障害福祉サービス事業所が新体系に移行するため、利用が増加する見込みです。

■ サービス見込量の考え方

障害福祉サービス事業所の新体系移行が平成23年度末に集中したことから、新体系移行による新規利用者数を考慮しつつ、平成22年度までの利用者数と平均利用時間から、平成24年度以降の見込量を推計しています。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：人日分/月）

	第2期計画			第3期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績値	103	66	43			
計画値	234	270	358	238	260	283

※人日分/月＝月間の利用人員×1人1月あたりの平均利用日数

(4) 就労移行支援

■ 事業内容

一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識および能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより、事業所内や企業等において作業や実習を実施し、適正にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

■ 対象者

65歳未満であって、一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適正にあった職場への就労等が見込まれる方

■ 現状と課題

第1期においては、実績値が計画値を大幅に上回っていました。しかし、標準利用期間終了後の一般就労または就労継続支援A型事業所の利用が困難なため、就労継続支援B型に移行する利用者が多く、また、新規利用も見込みより少なかったことから、第2期においては実績値が計画値を下回っています。

■ サービス見込量の考え方

地域における障害福祉サービス事業所の新体系移行が平成23年度末に集中したことから、新体系移行による新規利用者数を考慮しつつ、平成22年度までの利用者数と平均利用時間から、平成24年度以降の見込量を推計しています。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：人日分/月）

	第2期計画			第3期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績値	203	182	171			
計画値	396	396	524	323	392	430

※人日分/月＝月間の利用人員×1人1月あたりの平均利用日数

(5) 就労継続支援A型（雇用型）

■ 事業内容

事業所内において、雇用契約に基づいて就労や生産活動等の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対して、一般就労への移行に向け必要な支援、指導等を行います。

■ 対象者

65歳未満であって、次のいずれかに該当する方

- ① 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ② 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ③ 就労経験があり、現在、雇用関係のない方

■ 現状と課題

地域におけるサービス提供事業所が少ないため、利用そのものが少ない状況となっています。

■ サービス見込量の考え方

第2期における利用者数と平均利用時間から、平成24年度以降の見込量を推計しています。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：人日分/月）

	第2期計画			第3期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績値	34	77	67			
計画値	66	110	132	103	148	215

※人日分/月＝月間の利用人員×1人1月あたりの平均利用日数

(6) 就労継続支援B型（非雇用型）

■ 事業内容

事業所内において就労や生産活動等の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対して、一般就労への移行へ向け必要な支援、指導等を行います。

■ 対象者

次のいずれかに該当する方

- ① 企業等や就労継続支援A型での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方
- ② 就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった方
- ③ 50歳に達しており就労が困難と判断された方
- ④ 試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援A型の利用が困難と判断された方

■ 現状と課題

地域における一般就労先や就労継続支援A型事業所が少ないため、就労継続支援B型を利用する人が多く、実績値が計画値を大幅に上回っています。

■ サービス見込量の考え方

新体系移行による新規利用者数を考慮しつつ、第2期における利用者数と平均利用時間から、平成24年度以降の見込量を推計しています。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：人日分/月）

	第2期計画			第3期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績値	372	594	601			
計画値	132	176	356	823	892	1,007

※人日分/月＝月間の利用人員×1人1月あたりの平均利用日数

(7) 療養介護

■ 事業内容

医療機関への長期入院による医学的管理のもと、食事や入浴等の介護、機能訓練や日常生活上の相談支援、声かけや聞き取り等のコミュニケーション支援を行います。

■ 対象者

医療機関への長期入院による医学的ケアに加え、常時の介護を要する、次のいずれかに該当する方

- ① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分6の方
- ② 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障害程度区分5以上の方

■ 現状と課題

平成23年度までは利用実績はありませんが、利用者のニーズに応じサービスを提供する必要があります。

■ サービス見込量の考え方

旧体系において県が給付していた障害児施設入所（18歳以上）が、新体系移行により平成24年度から当該サービスに再編されることから、その分を見込んでいます。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：人）

	第2期計画			第3期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績値	0	0	0			
計画値	1	1	1	1	1	1

(8) 児童デイサービス【第3期計画対象外】

■ 事業内容

肢体不自由児施設等へ通所し、日常生活における基本的な動作等の習得、集団生活への適応訓練等の療育を行います。

■ 対象者

療育を行う必要がある18歳未満の障がい児

■ 現状と課題

各年度において、実績値は計画値を上回っています。

なお、平成24年4月以降、市町村で実施するサービス内容が拡充され、サービス体系も変更になりますが、根拠法が障害者自立支援法から児童福祉法に変更になるため、第3期においては本計画の対象から外れます。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：人日分/月）

	第2期計画			第3期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績値	60	108	133			
計画値	50	60	60			

※人日分/月＝月間の利用人員×1人1月あたりの平均利用日数

(9) 短期入所

■ 事業内容

障害者支援施設等への短期間の入所により、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

■ 対象者

居宅で介護を行う方が病気やその他の理由により介護ができない場合であって、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする方

■ 現状と課題

介護者の急な入院等に備えて支給決定を受けている人は平成23年10月現在で10人ですが、実際の利用に至るケースは少ない状況です。利用者のニーズに応じて、サービスを提供する必要があります。

■ サービス見込量の考え方

支給量は横ばいで推移すると考えられることから、第2期と同様の計画値を見込んでいます。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：人日分/月）

	第2期計画			第3期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績値	0	5	0			
計画値	5	5	5	5	5	5

※人日分/月＝月間の利用人員×1人1月あたりの平均利用日数

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

■ 事業内容

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対して、主に夜間において共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

■ 対象者

就労し、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者および精神障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談や日常生活上の援助を必要とする方

■ 現状と課題

第2期における利用実績は、おおむね計画値どおりとなっています。当該サービス利用については、施設入所者等の地域生活への移行を推進することにより、増加傾向で推移していくと見込まれます。

■ サービス見込量の考え方

第2期における利用者数から、平成24年度以降の見込量を推計しています。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：人）

	第2期計画			第3期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績値	13	16	13			
計画値	10	12	14	15	17	19

(2) 共同生活介護（ケアホーム）

■ 事業内容

主に夜間に共同生活を営む住居において、入浴・排せつ・食事等の介護・日常生活上の援助を行います。

■ 対象者

生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者および精神障がい者であって、地域で自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護、日常生活上の援助を必要とする障害程度区分2以上の方

■ 現状と課題

第2期における利用実績は、利用実績はおおむね計画値どおりとなっています。グループホーム同様、施設入所者等の地域生活への移行を推進することにより、増加傾向で推移していくと見込まれます。

■ サービス見込量の考え方

第2期における利用者数から、平成24年度以降の見込量を推計しています。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：人）

	第2期計画			第3期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績値	6	7	7			
計画値	7	8	9	10	13	15

(3) 施設入所支援

■ 事業内容

施設入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■ 対象者

次のいずれかに該当する方

- ① 生活介護の利用者のうち、障害程度区分4以上の方（50歳以上の場合は区分3以上）
- ② 生活介護の利用者のうち、障害程度区分3以下の方（50歳以上の場合は区分2以下）であって、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画作成の手続きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた方
- ③ 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方等
- ④ 就労継続支援B型の利用者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画作成の手続きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた方

■ 現状と課題

平成23年10月時点の利用者は16人で、実績値は計画値を大幅に下回っています。これは、地域における障害福祉サービス事業所の新体系移行時期が、移行期限である平成23年度末に集中したことが要因と考えられます。

平成24年度からは、原則すべての障害福祉サービス事業所が新体系に移行するため、利用が増加する見込みです。

■ サービス見込量の考え方

障害福祉サービス事業所の新体系移行が平成23年度末に集中したことから、新体系移行による新規利用者数を考慮しつつ、平成23年度までの利用者数から、平成24年度以降の見込量を推計しています。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：人）

	第2期計画			第3期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績値	10	11	15			
計画値	10	12	56	55	58	60

4. 相談支援

■事業内容および対象者

① 平成23年度まで

サービス名	事業内容	対象者
相談支援 (サービス利用 計画作成)	相談支援専門員が、生活全般に関する相談や、福祉サービスの利用に関する計画(サービス利用計画)を作成するとともに、各サービスの実施状況を把握し、福祉サービス事業者等と連絡調整等を行います。	障害福祉サービス(自立支援給付)を利用するため支給決定を受けた方のうち、次のいずれかに該当する方 ① 入所施設や医療機関から地域へ移行するため、一定期間集中的な支援を必要とする方 ② ひとり暮らしの知的障がい者や精神障がい者、極めて重い身体障がい者であって、自ら福祉サービスの利用に関する連絡・調整ができない方 ③ 重度障害者等包括支援の対象者であって、障害福祉サービスの支給決定を受けた方

② 平成24年度から

サービス名	事業内容	対象者
計画相談支援	障害福祉サービスの支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成します。また、支給決定または変更後、サービス事業者等との連絡調整や計画の見直しを行います。	障害福祉サービスを利用するすべての障がい者および障がい児の保護者、地域移行支援を利用する障がい者
地域移行支援	施設入所または精神科病院に入院している障がい者について、住居の確保その他地域生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。	以下のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方 ① 障害者支援施設等に入所している障がい者 ② 精神科病棟に入院している精神障がい者
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。	① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方 ② 居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある方

■現状と課題

第2期において利用実績はありませんが、第3期計画期間中に障害福祉サービスを利用するすべての障がい者に対し、計画相談支援を提供する必要があります。

地域移行支援および地域定着支援についても、利用者のニーズに応じてサービスを提供する必要があります。

■サービス見込量の考え方

計画相談支援については、平成23年度における障害福祉サービス利用者の総数と新規利用を考慮して推計しています。

地域移行支援および地域定着支援については、施設入所や精神科病院入院からの地域移行者数の見込み等を基に推計しています。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：人）

		第2期計画			第3期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援	実績値	0	0	0			
	計画値	1	1	2			
計画相談支援	計画値				9	17	25
地域移行支援	計画値				1	1	2
地域定着支援	計画値				1	1	1

第5章 地域生活支援事業の現状と見込量

1. 必須事業

(1) 障害者相談支援事業

障がい者、障がい児の保護者または障がい者の介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助等を行い、障がい者等が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行います。

■ 事業内容

① 相談支援事業

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ必要な情報の提供および助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するため、地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関の連携強化等を推進します。

② 相談支援事業機能強化事業

社会福祉士、保健師、精神障がい者福祉士等の専門的職員を配置し、困難ケースへの対応等について相談支援機能の強化を図ります。

③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障がい者または精神障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。

■ 現状と課題

本町では、一般的な相談支援や地域自立支援協議会の運営を行う「相談支援事業」を担当課において実施しています。

また、そのほかの事業を含めた総合的な相談支援事業を、隣接市にある障害者地域活動支援センターへ業務委託しています。第2期当初の委託先は5か所でしたが、うち1事業所が平成22年度途中に事業廃止したため、平成23年度においては4か所となっ

ています。

■サービスの実績値および計画値（見込量）

① 町内分（直営）

（単位：か所）

		第2期計画			第3期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援事業	実績値	1	1	1			
	計画値	1	1	1	1	1	1
障害者相談支援事業	実績値	1	1	1			
	計画値	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	実績値	1	1	1			
	計画値	1	1	1	1	1	1
相談支援事業機能強化事業	実績値	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実績値	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実績値	1	1	1			
	計画値	1	1	1	1	1	1

② 町外の事業所への委託分【参考】

（単位：か所）

		第2期計画			第3期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援事業	実績値	5	5	4			
	計画値	/	/	/	4	4	4
障害者相談支援事業	実績値	5	5	4			
	計画値	/	/	/	4	4	4
地域自立支援協議会	実績値	0	0	0			
	計画値	/	/	/	0	0	0
相談支援事業機能強化事業	実績値	5	5	4			
	計画値	/	/	/	4	4	4
住宅入居等支援事業	実績値	5	5	4			
	計画値	/	/	/	4	4	4
成年後見制度利用支援事業	実績値	5	5	4			
	計画値	/	/	/	4	4	4

(2) コミュニケーション支援事業

■ 事業内容

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方と、その他の方の意思疎通を仲介するため、手話通訳者または要約筆記者の派遣等を行います。

■ 対象者

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、手話通訳者等がいなければ意思疎通を図ることが困難な方

■ 現状と課題

本町では、当該事業を社団法人青森県ろうあ協会への業務委託により実施しています。第2期における利用者実数は、手話通訳者派遣・要約筆記者派遣とも各1人となっています。引き続き、関係機関等との連携を図りながら事業を展開していく必要があります。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：人）

		第2期計画			第3期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者派遣の延べ利用者数	実績値	4	3	4			
	計画値	2	3	3	4	5	5
要約筆記者派遣の延べ利用者数	実績値	3	0	1			
	計画値	1	1	1	1	1	1
視覚その他障がいのための意思疎通の仲介支援	実績値	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0
合計	実績値	7	3	5			
	計画値	3	4	4	5	6	6

(3) 日常生活用具給付等事業

■ 事業内容

重度障がいのある人に対して、身体介護を支援する介護訓練支援用具、入浴や移動等の自立生活を支援する自立支援用具、またはストマ用装具等の排せつ管理支援用具等、快適な日常生活を支援するための用具を給付または貸与します。

■ 対象者

重度の障がいがある方で、用具毎に定める要件に該当する方

■ 現状と課題

排せつ管理支援用具が実績値のほとんどを占めています。当該用具については、町内医療機関の医師が平成23年6月に直腸機能障がいについて身体障害者福祉法第15条の指定を受け、以後、地域においてストマ造設者が増加したことから、平成23年度実績は計画値を上回りました。今後も増加傾向で推移するものと考えられます。

その他の用具については、年度によって用具の種別にばらつきがあるものの、全体としては微増傾向で推移するものと考えられます。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：件）

		第2期計画			第3期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護訓練支援用具	実績値	1	0	0			
	計画値	2	2	2	0	1	1
自立生活支援用具	実績値	4	2	4			
	計画値	2	2	2	3	4	4
在宅療養等支援用具	実績値	4	5	5			
	計画値	1	1	1	5	6	6
情報・意思疎通支援用具	実績値	1	3	1			
	計画値	2	2	2	0	1	1
排せつ管理支援用具	実績値	332	355	484			
	計画値	367	379	391	456	468	492
居宅生活動作補助用具	実績値	0	0	2			
	計画値	1	1	1	2	2	3
合計	実績値	342	365	496			
	計画値	375	387	399	466	482	507

※排せつ管理支援用具は1か月分を1件として計上。

(4) 移動支援事業

■ 事業内容

屋外での移動が困難な障がい者および障がい児が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を必要とする場合に、車椅子やストレッチャーのまま乗降できる福祉車両による移送を行なう車両移送支援、ヘルパー等によるマンツーマンでの付き添いや移動介護を行う個別移動支援等を行います。

■ 対象者

障害者手帳の交付を受けており、屋外において単独で行動することが困難な方や歩行不能な方

■ 現状と課題

車両移送支援については、町内1事業所への業務委託により実施しています。平成22年度までは医療機関受診のための利用がほとんどでしたが、事業の周知普及に伴い、余暇活動のための利用も多くなったことから、平成23年度は延べ利用時間数が大幅に増加しています。今後も利用量の増加が予想されるため、将来的に実施体制の見直し等が必要になる可能性があります。

個別移動支援等については、平成24年3月時点で町内には実施可能な事業所がありませんが、近隣市の事業者が対応可能となっています。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

		第2期計画			第3期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	実績値	2 箇所	2 箇所	2 箇所			
	計画値	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	3 箇所	3 箇所
利用者数	実績値	41 人	50 人	53 人			
	計画値	50 人	55 人	60 人	60 人	63 人	65 人
延べ利用時間数	実績値	179.5 時間	285.5 時間	663.0 時間			
	計画値	450.0 時間	495.0 時間	540.0 時間	680.0 時間	700.0 時間	710.0 時間

(5) 地域活動支援センター事業

■ 事業内容

① 地域活動支援センター基礎的事業

地域で生活する障がい者の日中活動の場として地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援や相談への対応、地域の関係機関・団体との連携による各種の交流活動への参加支援等を行います。

② 地域活動支援センター機能強化事業

精神保健福祉士等の専門職員の配置、機能訓練や社会適応訓練等を実施することにより、地域活動支援センターの機能の強化を図ります。人員配置等の基準によりⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分類されます。

■ 対象者

障害者手帳の交付を受けている方や、自立支援医療（精神通院医療）を受けている方

■ 現状と課題

町内には、当該事業を行う事業所がなく、隣接市にある事業所へ業務委託により実施しています。第2期当初の委託先は5か所でしたが、うち1事業所が平成22年度途中で事業廃止したため、平成23年度においては4か所となっています。

委託内容は「地域活動支援センターⅠ型」で、精神保健福祉士等の専門職員を各1人以上配置し、併せて障害者相談支援事業を実施すること等が要件となっています。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

① か所数（町内分）

（単位：か所）

	第2期計画			第3期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績値	0	0	0			
計画値	0	0	0	0	0	0

② か所数（町外分）【参考】

（単位：か所）

	第2期計画			第3期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績値	5	5	4			
計画値				4	4	4

③ 延べ利用者数

（単位：人）

	第2期計画			第3期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績値	481	250	400			
計画値				420	440	460

2. 任意事業

(1) 福祉ホーム事業

■ 事業内容

現に居住を求めている障がい者に対して、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する福祉ホームについて、運営法人に経費の一部を補助することにより、福祉ホームを利用する障がい者の地域生活を支援します。

■ 対象者

介助を必要としないで1人で生活する力があり、家庭環境や住宅事情で住宅の確保が困難な障がい者

■ 現状と課題

平成24年3月時点で、町内には福祉ホームはありませんが、近隣市の福祉ホーム利用者1人がいます。

今後、利用のニーズを把握し、町内外の事業所および福祉ホーム所在地の市町村と連携を図りながら事業を展開していく必要があります。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：人）

		第2期計画			第3期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	実績値	1	1	1			
	計画値	0	0	0	1	1	1

(2) 訪問入浴サービス事業

■ 事業内容

地域における身体障がい者の生活を支援するため、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

■ 対象者

本事業を利用しなければ入浴が困難な在宅の身体障がい者

■ 現状と課題

第2期においては、事業実施に至っていません。

今後、利用のニーズを把握し、町内外の事業所と連携を図りながら事業を展開していく必要があります。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：人）

		第2期計画			第3期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	実績値	0	0	0			
	計画値	0	2	2	0	2	2

(3) 更生訓練費給付事業

■ 事業内容

就労移行支援または自立訓練を利用している方に対し、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

■ 対象者

就労移行支援または自立訓練を利用している方で、生活保護受給者またはこれに準ずる方

■ 現状と課題

第2期においては、実績値は計画値を下回っています。就労移行支援、自立訓練の利用推進により、増加傾向で推移していくと考えられます。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：人）

		第2期計画			第3期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	実績値	3	4	2			
	計画値	6	7	8	5	6	7

(4) 施設入所者就職支度金給付事業

■ 事業内容

就労移行支援事業または就労継続支援事業を利用している方が、就職により施設を退所する場合に就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。

■ 対象者

就労移行支援事業または就労継続支援事業を利用している方であって、就職（自営業を含む）により施設を退所することとなった方

■ 現状と課題

第2期においては、利用者はありません。今後、地域生活への移行を促進するにあたり、給付が見込まれます。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：人）

		第2期計画			第3期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	実績値	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1

(5) 知的障害者職親委託制度

■ 事業内容

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導および技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めます。

■ 対象者

障害者相談センターの判定の結果、職親に委託することが適当とされた知的障がい者

■ 現状と課題

第2期においては、実績値が計画値を下回っています。

五戸町には職親がおらず、他市町村の職親へ委託しているのが現状であるため、町内における実施体制の確保に努めなければなりません。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：人）

		第2期計画			第3期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	実績値	3	2	2			
	計画値	4	5	6	3	3	4

(6) 日中一時支援事業

■ 事業内容

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および一時的な休息を図ります。

■ 対象者

障害者手帳の交付を受けている方

■ 現状と課題

第2期においては実績値が計画値を下回っていますが、年度によって利用量に変動があります。

なお、町内において、当該事業を実施する事業所がなく、町外の事業所を利用しているのが現状ですので、町内事業所における実施体制の確保に努めなければなりません。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

		第2期計画			第3期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	実績値	4人	2人	6人			
	計画値	11人	13人	15人			
延べ利用回数	実績値	80回	31回	88回			
	計画値				120回	150回	180回

(7) 自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

■ 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
自動車運転免許取得費助成事業	障がい者が普通自動車免許を取得するのに要する経費を助成し、就労等社会活動への参加を促進します。	障害者手帳の交付を受けている方で、自動車運転免許証の交付を受け、かつ、免許取得により就労等社会参加が見込まれる方
自動車改造費助成事業	身体障がい者が就労等に伴い、自らが所有・運転する自動車を改造するのに要する経費を助成し、障がい者の福祉の増進、社会復帰の促進を図ります。	身体障害者手帳の交付を受けている方が所有し運転する自動車の操向装置、駆動装置等の一部を改造することにより就労等社会参加が見込まれる方

■ 現状と課題

第2期においては、実績値はおおむね計画値どおりに推移しています。当該事業については周知が十分とはいえないため、自動車教習所等との連携を図り周知に努める必要があります。

■ サービスの実績値および計画値（見込量）

（単位：人）

		第2期計画			第3期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	実績値	1	2	2			
	計画値	2	2	2	2	2	2

第6章 計画の推進

1. 協議会の設置

本計画の推進にあたり、地域自立支援協議会において計画の達成状況等の把握・点検を行い、事業の推進に努めていきます。

地域自立支援協議会において、相談事例等の中から、計画に係る内容について集約し、計画の見直しにつなげていきます。

2. 庁内体制の強化

庁内において、各分野の進捗よく状況を定期的に把握するとともに、関係各課の緊密な連携に努めます。

3. 関係機関との連携

障がい者やその家族、関係団体、地域住民、企業・事業者、行政の役割を明確にするとともに、保健・医療・福祉・教育・労働等の分野が相互に連携しながら、障がい者の支援を図ります。

より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策については、近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

4. 住民理解の促進

発達障がいや精神障がいをはじめとする各障がいの特性や対応の仕方について、住民の理解を深める普及・啓発活動に努めます。

5. 財源の確保

計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、町においては効果的・効率的なサービス提供に努めるとともに、国や県に対して財政的措置を講じるよう要請していきます。

また、適正な利用者負担の設定に取り組みます。

五戸町障がい福祉計画（第3期計画）

発行 五戸町福祉保健課

〒039-1513

青森県三戸郡五戸町字古館21番地1

TEL 0178-62-2111（代表）

FAX 0178-62-6317

メール fukushi@town.gonohe.aomori.jp